

5 誓約及び同意事項について

補助金の交付申請にあたり、女川町結婚活動応援補助金交付要綱第2条第1項各号に該当することを誓約します。（下段参照）

また、交付決定に関する審査のため、町が私の下記の情報を公簿等により確認すること及びみやぎ結婚支援センターが入会後の活動結果（成婚等）を町へ情報提供することに同意します。

記

- 1 女川町の住民基本台帳の記録について
- 2 町税等の納付状況について
- 3 宮城県警察本部への暴力団員等に該当しないことへの確認について

申請者氏名

女川町結婚活動応援補助金交付要綱（抜粋）

（交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年4月1日以降に支援センターに入会した者（再入会した者を含む。）
 - (2) 本町に住所を有し、かつ、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び補助金の交付申請時において婚姻を予定している者を除く。）
 - (3) 町民税に滞納がないこと。
 - (4) 女川町暴力団排除条例（平成25年女川町条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等その他の反社会的勢力団体又はその反社会的勢力団体と関係を有する者でないこと。
- 2 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回までとする。